

国立大学法人島根大学と一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、島根県をはじめとする中国地方の将来を支えていく意欲のある優秀な人材を育成するとともに、産学連携による産業創出、創業を推進するなど、諸分野において相互の協力関係を深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1)教育・人材育成に関すること
- (2)地域社会づくりに関すること
- (3)創業の推進・雇用の創出に関すること
- (4)企業と大学の魅力の創出に関すること
- (5)その他前条の目的達成のため両者が必要と認める事項

（協議）

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力する相手方から提供を受けた情報を、第2条に定める事項にのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ている場合を除き、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年11月19日

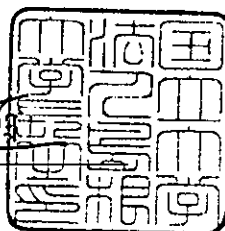
国立大学法人島根大学

一般社団法人中国地域ニュービジネス協議会

学長

会長

服部 泰



内海良夫

